



島根県報

平成19年10月12日 (金)
第 1,922 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	1
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(")	2
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	2
道路の供用開始	(")	3
廃川敷地等の発生	(河 川 課)	3
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	6

公 告

島根県立男女共同参画センターの指定管理者の募集	(環 境 生 活 総 務 課)	7
地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(農 村 整 備 課)	16

告 示

島根県告示第812号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションこりょう	訪問看護	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1586番地3	平成19年 10月1日
	介護予防訪問看護			
社会福祉法人 隠岐共生学園	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 もちだの郷 訪問リハビリテーション事業所	松江市東持田町520-1	平成19年 10月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	通所介護	匹見指定もみじ通所介護事業所	益田市匹見町匹見イ1208	平成19年 10月1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第813号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
船越 泰作	眼科	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	平成19年9月27日
石川 成範	内科	独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木5-8-31	平成19年9月27日
藤原 俊樹	内科	総合病院松江生協病院	松江市西津田8-8-8	平成19年9月27日

島根県告示第814号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
小池医院	浜田市日脚町425	精神通院医療	平成19年10月1日
中の島薬局	出雲市平田町7604	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年10月1日
調剤薬局タギ高津店	益田市高津六丁目14番30号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年10月1日

島根県告示第815号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町真田2211番1地先から同2212番3地先まで	前	メートル 18.00～53.00	メートル 75.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	18.00～80.00		

県 道	大東東出雲線	松江市八雲町西岩坂944番6地先から同944番2地先まで	前	8.00	55.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅 歩道設置	
			後	11.00~ 16.00	55.00			
"	"	松江市八雲町西岩坂953番4地先から同332番2地先まで	前	10.00~ 20.00	97.50	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅 歩道設置	
			後	13.00~ 20.00	97.50			
"	出雲奥出雲線	出雲市稗原町3368番1地先から同町2107番6地先まで	前	A	9.00~ 14.00	305.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.50~ 23.00	230.00		
			後	B	12.50~ 23.00	230.00		
"	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本1154番2地先から同大字1165番5地先まで	前	5.00~ 7.00	88.00	県央県土整備事務所	災害防除工事 拡幅	
			後	7.00~ 24.00	88.00			

島根県告示第816号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	大東東出雲線	松江市八雲町西岩坂953番4地先から同295番2地先まで	メートル 481.50	平成19年 10月12日	松江県土整備事務所	
"	川本波多線	邑智郡美郷町吾郷195番1地先から同196番7地先まで	70.00	平成19年 10月12日	県央県土整備事務所	

島根県告示第817号

農道整備工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県県央県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

一級河川江の川水系日和川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成19年10月12日

3 廃川敷地等の位置

邑智郡邑南町日和1479番2地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 451.69平方メートル

島根県告示第818号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

青波2、青波3、青波4、赤栗A、赤栗B、赤栗C、浅利、浅利1、浅利2、浅利町1 - 、浅利町1 - 、浅利町B、浅利町C、浅利町D、浅利町E、浅利町F、浅利町G、浅利町H、浅利町I、浅利町J、浅利町浅利A、浅利町浅利B、浅利町越堂A、浅利町越堂B、浅利町越堂C、浅利町越堂D、浅利東、芦山谷A、芦山谷B、芦山谷C、跡市上、跡市町A、跡市町B、有福温泉A、有福温泉B、有福温泉C、有福温泉D、有福温泉E、飯田A、飯田B、飯田C、飯田D、飯田E、出り原A、出り原B、出り原C、出り原D、出り原E、井沢A、井沢C、井沢D、井沢E、井沢F、井沢G、井沢H、井沢I、井沢J、井沢K、井沢L、井沢M、井沢N、市村、市村2 - 、市村山手、岩貝、岩貝2 - 、後地町1、後地町8、後地町10、後地町青波A、後地町青波B、後地町青波C、後地町青波D、後地町青波E、後地町青波F、後地町青波G、後地町尾浜A、後地町尾浜C、後地町尾浜D、後地町尾浜E、後地町波来浜A、後地町波来浜B、後地町波来浜C、後地町本谷A、後地町本谷B、後地町本谷C、後地町本谷D、後地町本谷E、後地町本谷F、後地町本谷G、後地町本谷H、後地町藪A、後地町藪B、後地町藪C、後地町藪D、後地町藪E、後地町藪F、敬川町A、敬川町B、敬川町C、敬川町D、敬川町E、敬川町F、敬川町G、敬川町H、敬川町I、敬川町高田、駅前、蛭子北A、蛭子北B、恵良A、恵良B、恵良C、恵良D、恵良E、恵良F、恵良G、恵良H、恵良I、円光寺、円立寺A、円立寺B、大掛A、大掛B、大掛C、大掛E、大久保A、大久保C、大久保D、大久保E、大久保F、大久保G、大久保H、大久保I、大佐張A、大佐張B、大佐張C、太田、太田2、太田2 - 、太田2区（西ヶ谷）、太田3 - 、太田5 - 、太田7 - 、大野A、大野B、大野谷A、大野谷B、大野谷C、大野谷D、大野谷E、大野谷F、大曲A、大曲B、大曲C、大曲D、大曲E、大曲F、生畑A、生畑B、生畑C、生畑D、大年迫A、大年迫B、大年迫C、大年迫D、尾浜、嘉久志町A、嘉久志町B、鍛冶屋谷A、鍛冶屋谷B、鍛冶屋谷C、勝地、金口A、金口B、金口C、金口D、金口E、金口F、金口G、金口H、金口I、金川口、金川口2、金田町A、金田町B、上河戸、上河戸2 - 、上河戸、上河戸3 - 、上河戸4 - A、上河戸4 - B、上新町A、上新町B、上高山1、神段原A、上都治2、上都治3、上都治4、上の原、神村A、神村B、神村C、神村D、神村E、神村F、神村G、神村H、川平町後谷A、川平町後谷B、川平町後谷C、川平町後谷E、川平町後谷F、川平町後谷G、川平町南川上A、川平町南川上B、川平町南川上C、川平町南川上D、川平町南川上E、川平町南川上F、川平町南川上I、川平町南川上J、川平町南川上K、川平町南川上L、川平町南川上M、川平町南川上N、願寿寺A、願寿寺B、上津井1、上津井2、上津井3、上津井4、上津井6、上津井7A、上津井7B、上津井8、上津井11、上津井14、上津井16、神主A、神主B、神主C、神主D、神主E、神主F、観音町A、観音町B、観音町C、

岩滝寺谷 1、北町、久坪、久坪 1、久保川 A、久保川 B、久保川 C、久保川 D、久保川 E、久保川 F、久保川 G、黒松第 7 自治会、黒松町 1 - 、黒松町 1 - 、黒松町 2、黒松町 3、黒松町 4、黒松町黒松 A、黒松町黒松 C、黒松町黒松 D、黒松町黒松 F、黒松町黒松 G、黒松東、県田、郷 A、郷 B、郷 C、郷 D、郷 E、郷 F、郷 G、郷 H、郷 I、郷畑 1、郷畑 3、越堂 1、小原 A、小原 B、小原 C、小原 D、小原 E、佐名目 A、佐名目 B、塩田 1、塩田ノ浜 1、四熊 1、慈光寺、島の星町 A、島の星町 B、島の星町 C、島の星町 D、島の星町 E、島屋谷 A、島屋谷 B、島屋谷 C、下河戸、下河戸 1、下河戸 2 - 、下河戸 3 - 、下河戸 3 - 、下河戸 6 - 、下河戸 9 - 、下河戸 11 - 、下河戸 12 - 、下河戸 13 - 、下河戸 15 - 、下河戸 17 - 、下新町 A、下新町 B、下都治 1、城下、陣屋、陣屋東 A、陣屋東 B、諏訪神社、誓光寺、清見 A、清見 B、清見 C、清見 D、清見 E、清見 F、清見町 A、清見町 B、清見町 C、清見町 D、瀬尻 A、瀬尻 B、空口 1、空口 3、空口 4、高浜 A、高浜 B、高浜 D、滝尻 1、滝尻 3、滝尻 4、滝尻 5、鈔谷 A、鈔谷 B、帯石、谷金 A、谷金 B、谷金 C、谷金 D、谷金 E、谷金 F、谷金 G、田野 A、田ノ原、田ノ村 A、田ノ村 B、田ノ村 C、田原下城 A、田原下城 B、田原下城 C、田原下城 D、田原下城 E、田原下城 F、田原下城 G、田原空城 A、田原空城 B、田原空城 C、千金 A、千金 B、千田町後谷 A、千田町後谷 B、千田町後谷 C、千田町後谷 D、千田町後谷 E、中央 1 - 、中央 1 - 、中央 4、都治、都治町 1 - 、都治町 3 - 、都治町 3 - 、都治町 5 - 、都治町上都治 A、都治町上都治 B、都治町上都治 C、都治町上都治 D、都治町上都治 E、都治町下都治 A、都治町下都治 B、都治町下都治 C、都治町下都治 D、都治町下都治 E、都治町下都治 F、都治町中都治 A、都治町中都治 B、都治町藪 A、都治町藪 B、土床 A、土床 B、都野津 A、都野津 B、都野津 C、都野津 D、都野津 E、都野津 G、都野津 H、都野津 I、遠見ヶ丘、徳田、徳の谷、長瀬 A、長瀬 B、長瀬 C、長瀬 D、長田 1、長田 2、中千田 A、中千田 B、中千田 C、中千田 D、中千田 E、中千田 G、中千田 H、中都治 1、中長良、新谷 A、新谷 B、新谷 C、新谷 D、新谷 E、新谷 F、新屋原 4、新屋原 8、新屋原 1 2、濁畑 A、濁畑 B、濁畑 C、濁畑 D、濁畑 E、西屋口、二宮町神村 A、二宮町神村 B、二宮町神村 C、二宮町神村 D、二宮町神村 E、二宮町神村 F、二宮町神村 G、二宮町神村 H、二宮町神村 I、二宮町神主 A、二宮町神主 B、二宮町神主 C、二宮町羽代 A、二宮町羽代 B、二宮町羽代 C、二宮町羽代 D、二宮町羽代 E、二宮町羽代 F、二宮町羽代 G、二宮町羽代 H、波子 A、波子 B、波子 C、波子 D、波子 E、波子 F、波子 G、波子 H、波子 I、波子 K、波子町高田 A、波子町高田 B、波子町高田 C、波子町高田 D、波積北 1、波積北 2、畑田 1、波積町北 1、波積町北空口 B、波積町北空口 C、波積町北空口 D、波積町北空口 E、波積町北空口 F、波積町北空口 G、波積町北空口 H、波積町北空口 I、波積町北滝尻 A、波積町北滝尻 B、波積町北滝尻 C、波積町北滝尻 E、波積町北滝尻 F、波積町北滝尻 G、波積町北滝尻 H、波積町本郷 1、波積町本郷 3、波積町本郷 4、波積町本郷 5、波積町本郷 6、波積町本郷岩滝寺谷 A、波積町本郷中央 A、波積町本郷中央 B、波積町本郷本谷 C、波積町本郷本谷 D、波積町本郷本谷 E、波積町本郷本谷 F、波積町南 2、波積町南 3、波積町南 4、波積町南 5、波積町南 6、波積町南 7、波積町南上高山、波積町南高山 A、波積町南高山 B、波積町南高山 C、波積町南中向井 A、波積町南中向井 C、波積町南中向井 F、波積町南中向井 G、浜口 A、浜口 B、櫃原 2、平田 A、平田 B、平田 C、平田 D、平田 E、平床上組、平床下組 A、平床下組 B、平床下組 C、平床下組 D、平床下組 E、平床中 A、平床中 B、福田 A、福田 B、福田 C、福田 D、福田 E、福田 F、福田 G、福田 H、福田 I、福田 J、本谷、本谷 1、本谷 2、本谷 4、本谷 5、本町 A、本町 B、本明 A、本明 B、本明 C、本明 D、本明 E、本明 F、本明 G、本明 H、本明 I、本明 J、本明 K、本明 L、舞立 A、舞立 B、舞立 C、舞立 D、槇佐屋 A、槇佐屋 B、槇佐屋 C、町西 A、町西 B、町西 C、町西 D、町西 E、町西 F、町東 A、町東 B、松井 1 - 、松井 3 - 、松川町市村 A、松川町市村 B、松川町太田 A、松川町太田 B、松川町太田 C、松川町太田細川 A、松川町上河戸 A、松川町上河戸 B、松川町上河戸 C、松川町上河戸 D、松川町上河戸 E、松川町上津井 A、松川町上津井 B、松川町上津井 C、松川町上津井 D、松川町上津井 E、松川町上津井 F、松川町上津井 G、松川町上津井上上津井 A、松川町上津井上上津井 B、松川町上津井上上津井 C、松川町上津井上上津井 D、松川町上津井上上津井 E、松川町下河戸 A、松川町下河戸 B、松川町下河戸 C、松川町長良久坪 A、松川町長良久坪 B、松川町長良久坪 C、松川町長良久坪 D、松川町長良中長良 A、松川町長良櫃原 A、松川町長良櫃原 B、松川町畑田 A、松川町八神 A、松川町八神 B、松川町八神 C、湊、宮谷 A、宮谷 B、宮谷 C、宮谷 D、宮山 A、宮山 B、明智谷、向ノ浜 A、向ノ浜 B、目田 A、目田 B、森原、八神 2 - 、八神 3 - 、八神 A、八神 B、八神下、藪 1、山内、湯谷 A、湯谷 B、湯谷 C、湯谷 D、湯谷東、

両河戸A、両河戸B、蓮生寺A、蓮生寺B、和木町A、和木町B、和木町C、和木町D、和木町E、和木町F、和木町G、和木町H、和木町I、和木町J、和木町K、和木南、渡津、渡津町1、渡津町3、渡津町嘉戸C、渡津町嘉戸D、渡津町金川口A、渡津町塩田A、渡津町塩田B、渡津町長田A

(2) 土石流

浅利A、浅利B、浅利C、芦山谷川、芦山谷川A、芦山谷川B、芦山谷川C、東川A、東川B、跡市町A、跡市町B、跡市町C、跡市町D、跡市町E、跡市町F、跡市町G、跡市町I、跡市町J、有田谷、有福温泉町A、飯田川、飯田川A、飯田川B、飯田川C、飯田川D、井沢川A、井沢川C、井沢川D、井沢川E、井沢川F、岩貝谷、後地町A、姥ヶ迫、敬川A、敬川B、敬川C、敬川D、敬川E、敬川F、敬川G、敬川H、敬川I、敬川L、敬川M、敬川P、敬川Q、敬川R、敬川S、敬川T、敬川町A、敬川町B、敬川町C、敬川町F、敬川町G、大迫谷、太田川、太田川A、太田川B、太田川D、太田川E、太田川F、太田川G、奥谷川A、小野谷、嘉久志町A、鍛冶屋谷A、鍛冶屋谷B、金田町A、金田町B、金田町C、金田町D、金田町E、金田町F、金田町G、上河戸谷、川平町平田A、川平町平田B、川平町平田C、川平町平田D、川平町南川上A、川平町南川上B、上津井川、上津井川A、上津井川B、上津井川C、上津井川D、上津井川E、上津井川F、上津井川G、上津井川H、上津井川I、北川A、北川B、北川C、北川D、北川E、北川F、北川G、北川H、北川I、久保川A、黒松A、恵現谷、恵現谷A、江津町A、櫻谷、塩田川A、塩田川B、塩田川C、島の星町A、新川A、新川B、新川C、新川D、陣屋川、水源池谷、水尻川、水尻川A、水尻川B、水尻川C、清見川A、清見川B、清見川D、清見町A、清見町B、清見町C、釧谷、田原川A、田原川B、田原川C、田原川D、田原川E、田原川F、田原川G、田原川H、田原川I、田原川J、田原川K、反田川C、千田川A、千田川B、千田川D、千田川E、千田川I、千田町B、千田町C、千田町D、都治川A都治、都治川A波積、都治川A松川、都治川B都治、都治川B波積、都治川B松川、都治川C都治、都治川C波積、都治川C松川、都治川D波積、都治川D松川、都治川E波積、都治川E松川、都治川F波積、都治川F松川、都治川G波積、都治川G松川、都治川H波積、都治川H松川、都治川I、都治川J、都治川K、都治川L、都治町A、都治町B、都治町C、土居谷、長良川A、波来浜川A、西ヶ谷、二宮町神主A、波積町北A、波積町北C、波積町北D、波積町北E、波積町北G、波積町北H、波積町北I、波積町本郷A、東ヶ谷、東ヶ谷C、平床川A、平床川B、平床川C、平床川D、平床川E、広重谷川、舟津川、舟津谷川、本町川、本町川B、本町川C、本明川A、本明川B、本明川C、松川町市村A、松川町上津井A、松川町上津井B、松川町上津井C、松川町上津井D、松川町上津井E、松川町上津井F、松川町上津井G、松川町上津井H、松川町上津井I、松川町上津井J、松川町下河戸A、松川町長良A、松川町長良C、松川町長良D、松川町畑田A、松川町畑田B、松川町八神A、松川町八神B、松川町八神C、南川A、南川B、南川C、南川D、明智谷川B、目田川A、目田川B、目田川C、目田川D、目田川E、矢ヶ谷、湯路川A、湯名谷、渡津町A、渡津町B、渡津町C、渡津町D、渡津町E

3 指定の区域

別図のとおり(「別図」は省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。以下同じ。)

4 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり

島根県告示第819号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値(平成19年島根県告示第134号)の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝口善兵衛

表益田市の項中「0.93」を「0.96」に改める。

公 告

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）第7条の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定管理者募集の目的

島根県立男女共同参画センターは、男女平等とあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男女が共に支え合う豊かな社会の形成を図るために設置された施設である。本施設の管理・運営については、公の施設である島根県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成17年4月から「指定管理者制度」を導入しているところであり、現在の指定期間が平成20年3月末をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 所在地

島根県大田市大田町大田イ236番地4

(2) 規模、構造等

- ア 敷地面積 6,456.11平方メートル
- イ 延べ床面積 7,066.1平方メートル
- ウ 構造規模 本館棟 鉄筋鉄骨コンクリート造 5階建
ホール棟 鉄筋コンクリート造 2階建
車庫棟 鉄筋コンクリート造 2階建
自転車置場 鉄骨造 1階建2棟

エ 竣工年月日 平成10年12月18日

オ 施設の概要 別紙のとおり

(3) 入居機関

ア センター

（関係施設）

ホール、パフォーマンススペース、多目的研修室、情報ライブラリー、和室、ワークステーション、特別会議室、研修室1～4、生活創造スタジオ、託児・授乳室、事務室、館長室、応接室、駐車場（85台分）等

イ 島根県西部県民センター県央事務所

（関係施設）

事務室等

ウ 島根県女性相談センター西部分室

（関係施設）

事務室、相談室等

エ 島根県立中部情報化センター

（関係施設）

ニューメディアスペース、パソコン研修室、映像音響編集室

オ その他

宿泊室、レストラン

3 指定管理者が行う業務

(1) センターの施設及び設備の使用承認に関する業務

(2) センターの施設及び設備の使用料の徴収及び還付に関する業務

(3) センター、島根県西部県民センター県央事務所、島根県女性相談センター西部分室及び島根県立中部情報化センター（以下「センター等」という。）の施設及び設備の維持管理業務（詳細は仕様書を参照）

(4) その他仕様書に記載する業務

4 指定予定期間

指定の期間は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までを予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費（委託料）

県は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を支払う。委託料は分割支払いすることとし、支払時期や方法等については島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

なお、県が支払う管理委託料は、年度ごとに次の予算額を上限とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額は行わない。

平成20年度 86,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成21年度 86,700千円（ " " ）

合 計 173,400千円

センターの施設及び設備の使用料に係る収入が、収入目標額6,700千円の±10%を上回る変動があった場合、その2分の1（対象経費10万円以上）を翌年度（最終年においては当該年度）の委託料に反映させることとする。

6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

(6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書類

ア 申請書（島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号。以下「規則」という。）に定める様式第1号）

イ 事業計画書

ウ センターの管理に係る収支予算書

エ 法人等の定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類

オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し

カ 申請書を提出する年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書

キ 過去3年間の法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

ク 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

ケ 印鑑証明書

コ 島根県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書（島根県は平成19年6月末時点の県税納税証明書、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税は直近1年間の納税証明書で提出日において発行の日から3月以内のもの）

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可）。(1)のオ、ケ及びコについては、正本1部及び副本1部

(3) 提出期限

平成19年11月28日（水）午後5時まで

(4) 提出先

15に記載する場所

(5) 提出方法

ア 郵送又は持参

イ 申請書類は、返却しない。

8 指定管理者募集要項及び仕様書の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成19年10月12日（金）から平成19年11月21日（水）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

15に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成19年10月31日（水）午後1時30分から

(2) 開催場所 センター3階研修室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ センターの施設見学

(4) その他

現地説明会に出席を希望する応募者は、平成19年10月25日（木）午後5時までに15に記載する場所まで連絡すること。

10 指定管理候補者の審査の基準及び選定方法

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センター等の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

ア 施設の管理運営方針と具体的方策

イ 利用者サービスの向上を図るための具体的な手法

ウ 施設の維持管理の内容

エ 施設の管理運営経費の内容

オ 収支計画の内容

カ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制

キ 安定的な運営が可能となる財政的基盤

ク 男女共同参画の基本理念についての理解と男女共同参画の推進

(3) 選定方法

ア 指定管理候補者の選定のため、島根県立男女共同参画センター指定管理候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 指定管理候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後、委員会により面接審査を行う。

ウ 書類審査の結果は、すべての申請者に対して書面で通知する。なお、面接審査の日時、場所等については、該当申請者に対して書面で通知する。

エ 候補者の選定は平成20年1月中旬までに行い、その結果はすべての申請者に対して書面で通知するとともに申請者名と選定結果（選定又は非選定）を公表する。

オ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に指定管理候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理候補者を選定することがある。

カ 委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10の(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成20年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、センター等の維持管理に関する協定を締結する。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 その他留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定審査の対象から除外する。

ア 申請書類に虚偽の記載があったとき。

イ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

ウ その他不正な行為があったとき。

(3) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせてはいけない。

(6) 島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

(1) 郵便番号 690 - 8501

(2) 住所 島根県松江市殿町1番地

(3) 担当部局 島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室

(4) 電話 0852 - 22 - 5245

(5) ファクシミリ 0852 - 22 - 5098

別紙

施 設 の 概 要

(㎡)

管理者	室 名	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	備考
島根県女性相談センター		368.6	0.0	0.0	0.0	368.6	0.0		
	事務室	65.2				65.2			
	相談室1(洋室)	18.0				18.0			
	相談室2(和室)	22.9				22.9			
	グループ相談室	24.2				24.2			
	カウンセリングルーム	22.5				22.5			
	その他施設	215.8				215.8			
島根県立中部情報化センター		182.3	0.0	182.3	0.0	0.0	0.0		
	ニューメディアスペース	84.5		84.5					
	多目的研修室B	65.3		65.3					
	映像音響スタジオ	32.5		32.5					
島根県西部県民センター県央事務所		226.4	0.0	226.4	0.0	0.0	0.0		
	事務室	204.8		204.8					
	書庫・倉庫	21.6		21.6					
宿泊施設(目的外使用許可)		613.3	0.0	0.0	0.0	0.0	613.3		
	宿泊室(洋ツイン)	295.7					295.7		
	宿泊室(和室)	45.5					45.5		
	宿泊室(身障者)	45.5					45.5		
	フロント	9.4					9.4		
	事務室	17.4					17.4		
	便所(事務室)	2.2					2.2		
	リネン室1	27.9					27.9		
	リネン室2	17.7					17.7		
	自販機コーナー	11.4					11.4		
	エレベーターホール	49.7					49.7		
	廊下	83.1					83.1		
	倉庫	8.0					8.0		
レストラン・厨房・厨房休憩室(目的外使用許可)		129.0	129.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	レストラン	129.0	129.0						
島根県立男女共同参画センター		557.7	184.4	0.0	74.1	299.3	0.0		
	受付(1F)	19.1	19.1						
	防災センター	24.2	24.2						
	情報ライブラリー	104.6	104.6						
	書庫	36.4	36.4						
	倉庫(3Fリフレッシュコーナー横)	28.0			28.0				
企画ルーム・ワークステーション	46.2			46.2					

事務室	173.4				173.4			
ボランティア室	15.1				15.1			
センター長(館長)室	44.3				44.3			
応接室	21.0				21.0			
副センター長室	15.0				15.0			
女子更衣室	6.0				6.0			
倉庫(4F事務室横)	24.5				24.5			
島根県立男女共同参画センター(その他)	2,846.7	622.2	551.5	1,005.7	412.0	157.2	98.1	
風除室 1	7.1	7.1						
風除室 2	7.1	7.1						
エントランスロビー	292.6	292.6						
廊下	44.8	44.8						
エレベーターホール	42.3	42.3						
パフォーマンススペース	67.4	67.4						
便所	58.5	58.5						
機械室	45.5	45.5						
倉庫(パフォーマンススペース裏)	23.1	23.1						
倉庫(階段下)	27.6	27.6						
階段室	6.4	6.4						
更衣室	15.2		15.2					
多目的研修室A	78.8		78.8					
湯沸かし室	7.5		7.5					
掃除控室	12.0		12.0					
エレベーターホール	48.3		48.3					
機械室	45.5		45.5					
廊下	196.0		196.0					
便所	58.5		58.5					
階段室	25.7		25.7					
階段室	25.7		25.7					
ロビー階段	19.2		19.2					
サーバー室	19.2		19.2					
研修室	277.0			277.0				
映写室	27.0			27.0				
特別会議室	114.6			114.6				
生活創造スタジオ	121.2			121.2				
和室	58.4			58.4				
リフレッシュコーナー	38.4			38.4				
エレベーターホール	46.3			46.3				
機械室	45.5			45.5				
湯沸かし室	19.4			19.4				

	便所	56.7			56.7			
	廊下	150.0			150.0			
	階段室	25.7			25.7			
	階段室	25.7			25.7			
	乳児・託児室	82.9				82.9		
	乳児・託児室(便所)	9.3				9.3		
	湯沸かし室	7.5				7.5		
	倉庫	12.0				12.0		
	機械室	45.5				45.5		
	廊下	116.4				116.4		
	エレベーターホール	47.7				47.7		
	便所	38.7				38.7		
	階段室	26.2				26.2		
	階段室	25.8				25.8		
	電機室	103.9					103.9	
	階段室	25.8					25.8	
	階段室	27.5					27.5	
(屋外)		98.1						98.1
	エレベーター機械室	49.4						49.4
	ボイラー	21.2						21.2
	階段室	27.4						27.4
	本館合計	4,924.0	935.6	960.2	1,079.8	1,079.8	770.5	98.1

ホール棟		1,986.6	1,166.3	567.9	252.4	0.0	0.0	
(1F)	風除室	30.7	30.7					
	ホワイエ・ホールロビー	286.9	286.9					
	カウンターコーナー	13.6	13.6					
	廊下1	51.7	51.7					
	倉庫	85.0	85.0					
	客席	204.0	204.0					
	舞台	173.0	173.0					
	便所1(男子)	34.1	34.1					
	便所2(女子)	74.8	74.8					
	舞台上がり口1	7.0	7.0					
	舞台上がり口2	8.8	8.8					
	ウインチピット室	14.3	14.3					
	搬入口	32.1	32.1					
	廊下2	33.2	33.2					
	男子控室	23.3	23.3					
	便所3(男子)	10.5	10.5					
	女子控室	22.6	22.6					
	便所4(女子)	11.8	11.8					

	湯沸かし室	5.2	5.2						
	ピアノ庫	14.3	14.3						
	オイルポンプ室	4.4	4.4						
	渡り廊下	25.0	25.0						
(2 F)	ロビー	96.0		96.0					
	ホールロビー階段	14.2		14.2					
	客席	154.7		154.7					
	同時通訳室	11.5		11.5					
	調整室	17.4		17.4					
	親子室	11.5		11.5					
	通路	61.0		61.0					
	階段室 2	19.2		19.2					
	階段室 3	16.0		16.0					
	倉庫	8.8		8.8					
	空調機械室	132.6		132.6					
	渡り廊下	25.0		25.0					
(3 F)	メンテナンス通路	175.1			175.1				
	オイル庫	3.6			3.6				
	ポンプ室	22.8			22.8				
	電機機械室	15.6			15.6				
	階段室 2	19.2			19.2				
	階段室 3	16.0			16.0				
(屋外)									
	車 庫 棟	123.8							
	自転車置場	15.8							
	自転車置場	15.8							
	合 計	7,066.1	2,102.0	1,528.1	1,332.2	1,079.8	770.5	98.1	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、
県営土地改良事業大原地区寺領2（川上団地）工区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減
じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 従前の土地の表示

市郡町村	大字	字	地 番	地 目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）	摘 要
雲南市木次町寺領			188 - 12	田	2,627	284.54	
"			188 - 15	原野	522	56.54	
"			188 - 16	"	129	13.98	
"			182 - 1	田	71	7.69	
"			183 - 1	"	622	67.37	
"			183 - 3	"	46	4.98	
"			187 - 5	"	3,454	374.12	
"			188 - 13	"	942	102.03	
"			188 - 17	原野	319	34.59	
"			188 - 1	田	750	81.23	
"			188 - 10	"	845	91.52	
"			187 - 3	"	1,820	197.13	
"			188 - 11	"	1,283	138.97	

2 指定年月日

平成19年 9 月13日